

に講釋して聞かす所、風呂敷包をかづきたる七十計の老人、毎度來り聞之涙を流す。或日法印尋ねければ老人云く、法印様には理盡抄・實愚抄を御所持候やと云、承及たる物ながら終に見すと云ければ、老翁かづきたる風呂敷の内より、右の二抄を取り出し、此書は名和肥前守より傳へて、われら祕書にて、身を離たず持候へども、是を參らせ候とて授之。老人の名を問ひけるに、名和昌三と云者也とて歸り、再び不來。其後陽廣君御代、此よしを被聞召、被召出、今の權現堂の所に居住し、毎度御前にて講釋被仰付。此相傳を受たるは、前田出雲・大橋善可本多大勢の家來也・小原惣左衛門三人也。其後稻葉美濃守殿正則法望にて被申越ゆる、善可を江戸へ被差出、泰應へ相傳すといへども、不通ぜとて二十卷まで傳授して歸國す。故に當時江戸の太平記傳は、二十卷傳授也とぞ。

一、東照宮遺誠といふ書

世に東照宮遺誠といふ二冊あり。其詞枝蔓甚敷、虚多くして實少く、頗る難信の書なり。且撰者の姓名もなし。今茲市中に一書を得たり。遺誠の稿本也。書名もなく松永良明入道

道齋記すとあり。遺誠と改稱せるものは、詞の鄙俚を正し少しく修飾せるもの也。附録一冊あり。是も道齋作にして則道齋記とあり。遺誠の端書に曰。此覺書者井上主計頭正駿河様へ御使者に被參候時分、數日殿中に被留置、晝夜於御前上意の趣、主計頭殿某に御物語被成候。誠に凡人の難及所、其座切に捨置候儀餘に殘念に付、子孫の爲と存じ某松永左門良明入道齋書之と云云。然れば稿本を以て實記とすべし。

一、利家公、上杉景勝に威言申さるゝ事

聚樂の大廣間に於て諸大名寄合、種々雜談の節、利家卿上杉景勝に向て、先年越中魚津の後巻として夥敷難所どもを被超、天神山迄の御出張は、近頃の手柄世上にも稱美する所也。但某能州末森の後巻いたし、佐々成政が兵を追崩し候儀、貴邊の働に合せ候ては、莫大の上たるべきと存候旨宣ひ候へば、景勝返答に不及、滿座の諸將言葉を出す人なかりけり。續閑談

一、丸橋忠彌の辭世

丸橋忠彌虐罪に付伏誅し、品川に磔にあげられ候。其時分

見物夥敷有之候。其中へ石谷玄入いまだ將監と稱し候頃にて、見物の中に候處、忠彌と弱年の時は心安くはなし候。

此場に臨み暇乞も不仕事は、無本意事とて磔木の際迄罷越、名乗候て暇乞被申候へば、忠彌申候。扱て不存寄仕合忝存候。扱は弱年の頃、少し歌學仕候様に御すすめ候へ共、朝暮軍法の類までに心がけ、一圓和歌までの儀に及可申陳無御座候。只今末期に及び別て存出し、口惜存候。辭世杯と申儀も有之候ものと申内、將監は立もどり被申候處、呼かけ候故又立寄被申候へば、古歌にても時に取て我心に叶候はゞ、辭世に成可申やと尋候故、趣向次第の事にて候はんと被申候へば、「かゝる時こそ命のをしからめかねてなき身とおもはざりせば」と存寄候。此かゝるは秀句にて候と申候。追付刺殺し申候。極罪の者に候へども、死に臨候ても從容たる事ども、大丈夫の氣象有之候。

一、宅間八太夫若黨を討たれし意趣返し

松平相模守殿の使者宅間八太夫といふもの、江戸にて使を勤る所、勤先の宿所を尋ねに若黨を走らし、辻番所にて問はせ候故、走り行候處、其邊に罷通候旗本衆に候か、其先供

の者へ障申候。主人馬上よりきれ〜と呼はり申候に付、其儘切捨にいたし先へ被通候。其所へ八太夫参りかゝり、何者の所爲に候やと、其邊にて相尋候へば、辻番人申候は、只今被罷通候人の爲被切申候。あれへ見え申方にて候旨申上候に付、鎗を執て馬上に横へ、追懸言葉をかけ候へば、乗出し足早罷越、或人の家へかけ入被申候。八太夫も追付かけ入り相尋候へば、此家へ左様の人はみえ不申候旨、陳じ候て譯立不申候に付、付込候趣斷申入、八太夫は右死骸引取申候よし。追て其人相知れ、大番の内四百石取候布目與三左衛と申人に付、公儀より御吟味有之、切腹被仰付候。八太夫事は相模守殿無構、竊に國許へ被相返、無恙罷在候よし申候。芝止老人話

一、白石先生しづ鞍の考證

余正徳年中、東都の市中に於て古鞍一具を買得たり。今製とは甚異也。今の荷鞍の様に似て、銅にて菊花の紋を設け、惣地は銀の梨地也。錫の蒔繪に三鱗形の小紋あり。前輪には錢を以て巻て、手がかりの用とす。當時謂らく、北條氏の時代の荷鞍ならん。軍中小荷駄の具には可成ものとおも